

経 第 6 9 3 号  
令和3年9月29日

各関係団体の長 様

千葉県商工労働部長  
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について（通知）

日頃、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に御協力いただきありがとうございます。

令和3年9月28日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、千葉県を含む19都道府県を指定していた緊急事態宣言を9月30日までで解除することを決定するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを受け、令和3年9月29日の第41回千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県における協力要請等について別添のとおり報道発表しました。

つきましては、当該報道発表の内容について、貴団体の会員に対して速やかに周知いただきますようお願いいたします。

なお、内容については、今後も国の動向、県内及び隣接都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行ってまいります。

感染再拡大を何としても抑えるため、一層の御理解・御協力をお願いします。

(連絡先)

千葉県商工労働部経済政策課政策室

電話：043-223-2769

E-mail：keisei11@mz.pref.chiba.lg.jp